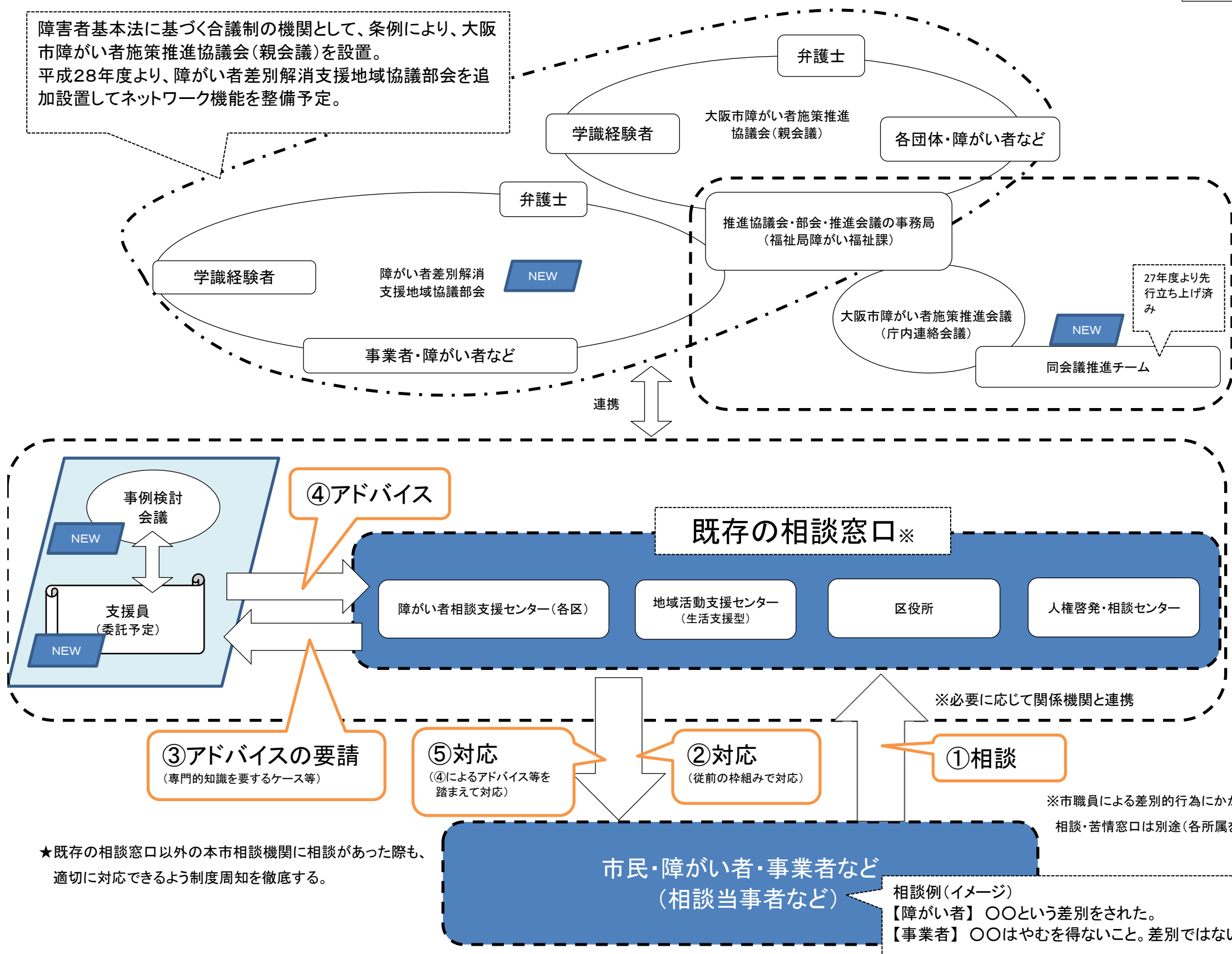


本市における障がい者差別解消のための推進体制イメージ図(案)

資料7-2

障害者基本法に基づく合議制の機関として、条例により、大阪市障がい者施策推進協議会(親会議)を設置。
平成28年度より、障がい者差別解消支援地域協議部会を追加設置してネットワーク機能を整備予定。



★既存の相談窓口以外の本市相談機関に相談があった際も、適切に対応できるよう制度周知を徹底する。

市民・障がい者・事業者など
(相談当事者など)

相談例(イメージ)
【障がい者】 ○○という差別をされた。
【事業者】 ○○はやむを得ないこと。差別ではない。